

ID: 108

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	利用料の徴収																														
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町老人福祉センター設置条例 第6条第1項																														
<b>例 規 番 号</b>	昭和57年 条例第2号																														
<p><b>【根拠条文】</b> (利用料)                  第六条 聖海荘を利用するものは、次の表に掲げる利用料を納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">個人</th> <th style="width: 35%;">団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内の老人</td> <td style="text-align: center;">一五〇円</td> <td>一人につき 一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>町内のその他の者</td> <td style="text-align: center;">二五〇円</td> <td>一人につき 二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>町外の者</td> <td style="text-align: center;">三五〇円</td> <td>一人につき 三五〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個室を使用する者</td> <td>町内の老人</td> <td>一人につき 二五〇円</td> </tr> <tr> <td>町内のその他の者</td> <td>一人につき 三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>町外の者</td> <td>一人につき 四〇〇円</td> </tr> <tr> <td>結婚式場として利用する場合</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>販売を目的とした展示会に利用する場合</td> <td colspan="2">一日につき 一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>生きがい型デイサービスとして利用する場合</td> <td>基本サービス 三〇〇円</td> <td>給食サービス 三〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個室は、四人以上をもつて使用することを原則とする。ただし、特別の理由により町長が認める場合は、このかぎりでない。</p> <p>2 団体とは、統率者のある十人以上のものをいう。</p>				区分	個人	団体	町内の老人	一五〇円	一人につき 一〇〇円	町内のその他の者	二五〇円	一人につき 二〇〇円	町外の者	三五〇円	一人につき 三五〇円	個室を使用する者	町内の老人	一人につき 二五〇円	町内のその他の者	一人につき 三〇〇円	町外の者	一人につき 四〇〇円	結婚式場として利用する場合	五、〇〇〇円		販売を目的とした展示会に利用する場合	一日につき 一〇、〇〇〇円		生きがい型デイサービスとして利用する場合	基本サービス 三〇〇円	給食サービス 三〇〇円
区分	個人	団体																													
町内の老人	一五〇円	一人につき 一〇〇円																													
町内のその他の者	二五〇円	一人につき 二〇〇円																													
町外の者	三五〇円	一人につき 三五〇円																													
個室を使用する者	町内の老人	一人につき 二五〇円																													
	町内のその他の者	一人につき 三〇〇円																													
	町外の者	一人につき 四〇〇円																													
結婚式場として利用する場合	五、〇〇〇円																														
販売を目的とした展示会に利用する場合	一日につき 一〇、〇〇〇円																														
生きがい型デイサービスとして利用する場合	基本サービス 三〇〇円	給食サービス 三〇〇円																													
<p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p> <p>町長が認める場合〔例〕                  団体が大広間等で研修会等を開催する場合であって講師の控室として個室を利用する場合は個室の1人利用を認める。</p>																															
<b>備考</b>																															
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日																												